

介護保険負担限度額認定申請書

令和 年 月 日

中泊町長様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被 保 険 者 名 氏 名		被保険者番号
	⑩	性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日		
住 所	連絡先		
入所（院）した 介護保険施設の 所在地及び名称 （※）	連絡先		
入所（院）年月日 （※）	平 ・ 令 年 月 日	（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。
配偶者に関する事項	フリガナ 氏 名	
	生 年 月 日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日
	住 所	連絡先
	本年1月1日 現在の住所 （現住所と異なる場合）	
	課 税 状 況	市町村民税 課税 ・ 非課税

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	① 生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者	非課税年金受給の有無 有・無		
	<input type="checkbox"/>	② 市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と〔遺族年金※・障害年金〕収入額の合計額が 年額82.65万円以下 です。（受給している年金に○して下さい。以下同じ） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ	受給している全ての年金の保険者に○して下さい。 ・日本年金機構 ・地方公務員共済 ・国家公務員共済 ・私学共済		
	<input type="checkbox"/>	③-1 市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と〔遺族年金・障害年金〕収入額の合計額が 年額82.65万円超え、120万円以下 です。			
<input type="checkbox"/>	③-2 市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と合計所得金額と〔遺族年金・障害年金〕収入額の合計額が 年額120万円を超えます 。				
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計額が①の方は1000万円（夫婦は2000万円）、②の方は650万円（同1650万円）、③-1の方は550万円（同1550万円）、③-2の方は500万円（同1500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、①、②、③-1、③-2の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下です。			
	預貯金額	円	有価証券 （評価概算額）	円	その他 （現金・負債を含む）

申告に必要な預貯金等の資産一覧

資産の種類	必要に応じて添付する書類
預貯金（普通・定期）	本人・配偶者の通帳の写し。複数の通帳を所持している場合は、 <u>全ての写し</u> が必要。記帳した上で、申請日から2カ月分の取引内容が分かること。 （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券、投資信託等	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金、銀（積立購入を含む）等、時価評価額 が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金も含む）	添付書類なし（自己申告）
負債（借入金・住宅ローン）	借用書などの写し

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

同意書

中泊町長 殿

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び私の配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴市(町村)長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

令和 年 月 日

<本人>

住所

氏名

印

<配偶者>

住所

氏名

印

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。
- (5) 段階の判定の基準となる合計所得金額「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。